

## made in ゆがわら認定基準

### (総則)

第1条 湯河原町を訪れた観光客等へのおもてなし並びに、商工振興及び農業振興のために地域資源を生かして作られた産品等を made in ゆがわらとして認定するに当たり、認定基準を定める。

### (認定審査)

第2条 認定審査は、made in ゆがわら認定審査委員会（以下「委員会」という。）により審査する。

2 委員会の設置については、別に定める。

### (申請要件)

第3条 made in ゆがわらとして申請できる産品は、食品衛生法、JAS法等の関係法令及び基準を満たしたもので、生産体制が確立され、継続的に生産及び販売が可能であるものであり、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別表第1に示す個々の分類ごとの認定基準を満たすものでなければならない。

- (1) 湯河原町内で収穫された産品又は湯河原町内で収穫された原材料を主に使用しているもの。
- (2) 湯河原町内で販売又は加工されているもの。
- (3) 湯河原町の地域活性化に意欲を持つ事業者が生産しているもの。また、湯河原町民が勧めるもの。
- (4) ネーミング及びパッケージのデザイン性に魅力のあるもの。また、類似品があっても、品質、味等の特性において独自性や新規性があるもの。
- (5) 古くからの湯河原町の人々の技術が施されているもの。また、湯河原町内で10年以上営業している事業者が生産しているもの。

### 附 則

この基準は、公表の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

### 分類表

大分類	中分類	小分類	認定基準
I 食品	A 農産物	(1) 穀類（米、麦等） (2) 野菜類 (3) 果実類 (4) その他農産物	①湯河原町内で収穫された産品であること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。

B 菓子	(1) まんじゅう、だんご、 和菓子 (2) 餅菓子 (3) パン、ケーキ、クッキー類 (4) その他菓子類	①商品名又は企画、原材料に湯河原町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
C 加工食品	(1) みそ、しょうゆ類 (2) 豆腐類 (3) 漬物類 (4) 果実・野菜等加工品類 (5) 缶詰・ビン詰・レトルト類 (6) 弁当類 (7) 麺類 (8) その他加工食品	①湯河原町内で収穫された原料を主に使用していること。 ②商品名又は企画、原材料に湯河原町を表現する要素を備えていること。 ③品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ④町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ⑤販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
D 酒類	(1) 清酒 (2) 焼酎 (3) ワイン (4) その他酒類	①商品名又は企画、原材料に湯河原町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
E 飲料	(1) 果汁飲料 (2) 乳飲料 (3) その他飲料	①商品名又は企画、原材料に湯河原町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。

	F 調理加工食品（店等で調理し飲食するために提供するもの）	(1) 麺類 (2) 汁もの類 (3) その他調理加工食品	①商品名又は企画、原材料に湯河原町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、常時店舗等で飲食できるもので、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。
II 工芸品	G 工芸品	(1) 木工品類 (2) 金属加工品類 (3) 陶芸品類 (4) 革製品類 (5) 染物、織物類 (6) その他工芸品	①商品名又は企画、原材料に湯河原町を表現する要素を備えていること。 ②品質が安定し、販売数量が確保されていること。 ③町民をはじめ、観光客等からの支持が得られると認められるものであること。 ④販路拡大を図ろうとするに相応しいものであること。